

鎮西学院寄附行為施行細則（修正案）

第一章 総則

（目的）

第1条 この細則は、学校法人鎮西学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第七十七条の規定に基づき、寄附行為の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 役員候補者選考委員会

（役員候補者選考委員会）

第2条 寄附行為第七条第一項に規定する理事選任機関が同第八条第一項に定める理事を選任し、及び評議員会が同第二十三条第一項に定める監事を選任するにあたり、これらの候補者を選考するため、役員候補者選考委員会を置く。

2 役員候補者選考委員会は、常設とする。

3 役員候補者選考委員会は、以下の者により組織する。

（1）全ての理事

（2）寄附行為第三十二条第一項第五号から第七号までに定める評議員（学外評議員）のうち、評議員会で選出した3名

4 役員候補者選考委員会の議長は、理事長（理事長が不在の場合は代表業務執行理事）とする。

5 役員候補者選考委員会の運営は、寄附行為第十八条、第十九条及び第二十一条の規定を準用する。

6 役員候補者選考委員会の決議は、寄附行為第二十条第一項の規定を準用する。

第三章 理事及び理事長の選考等

（理事の選考）

第3条 寄附行為第八条第一項第一号から第五号までの理事の選考は、それぞれの選考規程の定めによるものとし、それを経た上で理事選任機関である理事会が選任する。

第4条 寄附行為第八条第一項第六号に定める理事（校友会会員）及び同項第七号に定める理事（学識経験者）は、次の各項の定めるところにより選考する。

2 前項に規定する寄附行為第八条第一項第六号に定める理事は、以下の選考手続きを経た上で、理事選任機関である理事会が選任する。

（1）理事長（又は代表業務執行理事）は、鎮西学院校友会会長に対し、理事候補者の選出を依頼する。

（2）鎮西学院校友会会長は、鎮西学院校友会において選出した理事候補者を、理事長（又は代表業務執行理事）に推薦する。

（3）校友会は、同号の理事の候補者選考に関する規程を定める。

（4）理事長（又は代表業務執行理事）は、鎮西学院校友会会長より推薦された理事候補者について、役

員候補者選考委員会で選考を行い、その結果をもとに評議員会の意見を聴取した上で、理事会で審議を行って理事候補者を決定し、理事選任機関である理事会が理事として選任する。

3 第一項に規定する寄附行為第八条第一項第七号に定める理事は、以下の選考手続きを経た上で、理事選任機関である理事会が選任する。

(1) 理事長（又は代表業務執行理事）は、役員候補者選考委員会を招集し、同委員会委員に理事候補者の推薦を依頼する。

(2) 役員候補者選考委員会は、第2条第6項の決議に基づき、理事長に対し、理由を付して理事候補者を推薦する。

(3) 理事長（又は代表業務執行理事）は、前号の規定によって推薦された候補者について、評議員会の意見を聴取した上で、理事会で審議を行って理事候補者を決定し、理事選任機関である理事会が理事として選任する。

（補欠の理事の選任）

第5条 寄附行為第八条第三項に定める補欠の理事は、次の各号の区分に従って選考する。

(1) 同条第一項第六号に定める鎮西学院校友会会員のうち満二十五歳以上の者の中から選任された理事の補欠1名

(2) 同条第一項第七号に定める学識経験者のうちから選任された理事の補欠1名

2 前項の補欠の理事の選考は、同条が定める各選出区分の理事の選考方法及び手続きを準用する。

（理事長等の選任）

第6条 寄附行為第十五条第一項第二号に定める理事長の選考は、以下の選考手続きに基づき、理事会の決議によって行う。

(1) 各理事は、理事の中から、理由を付して理事長候補者を推薦することができる。

(2) 理事会は、推薦された理事長候補者の中から理事長を選定する。

(3) 理事長の選考は、二回の理事会をもって行うものとし、一回目の理事会で理事長候補者の選考を行い、二回目の理事会で理事長を選定する。

2 理事長の再任は、初回の選定を含めて連続して三期までとし、特段の理由がある場合は、連続して四期までとすることができる。ただし、後段の場合は、理事全員の賛同を得るものとする。

3 代表業務執行理事を選任するときは、業務執行理事のうちから一名を理事会で選出する。

4 業務執行理事を選任するときは、理事選任機関である理事会において選任された寄附行為第八条第一項に定める学院長及び同項第五号に定める事務局長のいずれか又は両方とする。

第四章 監事の選任等

（監事及び補欠の監事の選任）

第7条 寄附行為第二十三条第一項による監事の選任手続きは、以下のとおりとする。

(1) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、監事を選任するにあたり、評議員会に報告の上、役員候補者選考委員会を招集して監事候補者の選考を行う。

- (2) 役員候補者選考委員会は、二名以上の監事候補者を選考する。
 - (3) 理事長（又は代表業務執行理事）は、役員候補者選考委員会の選考に基づき、監事候補者を評議員会に報告する。
 - (4) 評議員会は、監事候補者の中から監事を選任する。
- 2 補欠の監事の選任手続きは、以下のとおりとする。
- (1) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、評議員会の議決に基づき、補欠の監事の選考に係る役員候補者選考委員会を招集して補欠の監事候補者の選考を行う。
 - (2) 補欠の監事の選任方法は、監事の選任方法を準用する。
 - (3) 評議員会が補欠の監事を二名選任する場合は、補充選任する順位を定めるものとし、監事の総数が二名を下回った場合、補欠の監事は、この順位に従って就任するものとする。

第五章 評議員の選任

（評議員の選任）

第8条 寄附行為第三十二条第一項第一号から第八号までに定める評議員の選任方法は、以下のとおりとする。

- 2 同項第一号の評議員（職員評議員）の選任方法は、以下のとおりとする。
- (1) 同号の評議員（職員評議員）の候補者の区分（被選挙母体）及び人数は、次のとおりとする。
 - ア 鎮西学院大学の職員 一名
 - イ 鎮西学院高等学校の職員 一名
 - ウ 鎮西学院幼稚園の職員 一名
 - (2) 評議員候補者の選任に係る選挙権者は、被選挙母体ごとに在籍一年以上、年齢二十歳以上の職員とする。
 - (3) 評議員候補者の選任に係る被選挙権者は、被選挙母体ごとに在籍三年以上、年齢二十五歳以上の職員とする。
 - (4) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、被選挙母体ごとに、同号の評議員（職員評議員）候補者の選挙に関する投票日時、投票場所及び開票場所を定め、投票日の一週間前までに各選挙人に通知しなければならない。
 - (5) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、被選挙母体ごとに選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、各被選挙母体の職員の閲覧に供さなければならない。
 - (6) 同号の評議員（職員評議員）候補者の選挙は、被選挙母体ごとに、完全無記名投票をもって行う。
 - (7) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、(1)号の区分に従い、職員のうちから選挙立会人を定め、投票及び開票に立ち会わせる。
 - (8) (6)号の選挙において、所定の投票用紙を用いていない投票は無効とする。投票の効力に疑義が生じたときは、立会人の過半数の意見により効力の有無を決し、可否同数のときは理事長（又は代表業務執行理事）が決定する。
 - (9) 被選挙母体ごとに、(6)号の選挙における最多得票者一名を寄附行為第三十二条第一項第一号の評議員（職員評議員）候補者の当選者とする。ただし、最多得票者が複数いる場合は、これら最多得票

者のみを被選挙人とする決選投票を実施し、その投票における最多得票者一名を当選者とする。決選投票においてなお最多得票者が複数いる場合も、同様の方法による。

(10) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、選挙録を作成し、立会人とともにこれに署名し、保存しなければならない。

(11) (9)号の選挙の結果に基づき、寄附行為第三十二条第一項第一号の評議員（職員評議員）を被選挙母体ごとに各一名（合計三名）選任する。

3 寄附行為第三十二条第一項第二号から第四号までの評議員（学部長、教頭、総宗教主事）の選任方法は、それぞれの選考規程の定めによるものとする。

4 寄附行為第三十二条第一項第五号の評議員（校友会評議員）の選任方法は、以下のとおりとする。

(1) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、校友会会長に対し、同号の評議員（校友会評議員）候補者の推薦を依頼し、校友会会長は、(3)号の校友会が定める評議員候補者選考規程に基づき、三名以上の候補者を推薦する。

(2) 候補者のうち、一名以上は、鎮西学院短期大学、長崎ウエスレヤン短期大学、長崎ウエスレヤン大学又は鎮西学院大学の卒業生とする。ただし、学校法人鎮西学院に在職中の校友は除く。

(3) 校友会は、同号の評議員（校友会評議員）の候補者選考に関する規程を定める。

(4) 評議員会は、校友会会長が推薦した評議員候補者の中から、同号の評議員（校友会評議員）三名を選任する。

5 寄附行為第三十二条第一項第六号の評議員（日本キリスト教団教役者評議員）の選任方法は、以下のとおりとする。

(1) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、学院長及び総宗教主事に対し、同号の評議員（日本キリスト教団教役者評議員）候補者の推薦を依頼し、学院長及び総宗教主事は、日本キリスト教団教役者の中から候補者を推薦する。

(2) 評議員会は、学院長及び総宗教主事が推薦した候補者の中から、同号の評議員（日本キリスト教団教役者評議員）を選任する。

6 寄附行為第三十二条第一項第七号の評議員（学識経験者評議員）の選任方法は、以下のとおりとする。

(1) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、学識経験者の中から同号の評議員（学識経験者評議員）候補者を選出するための理事会を招集する。

(2) 各理事は、理由書を添えて候補者を推薦することができる。

(3) 理事会は、候補者の中から同号の評議員（学識経験者評議員）五名を選任する。

(4) 前号の規定により選任された評議員が五名に満たなかった場合、理事長は、再度理事会を招集し、前二号に定める手続きにより、不足する人数の評議員を選任する。

7 寄附行為第三十二条第一項第八号の評議員（保護者評議員）の選任方法は、以下のとおりとする。

(1) 同号の評議員（保護者評議員）の候補者の区分及び人数は、次のとおりとする。

ア 鎮西学院大学の保護者会の会員である保護者 一名

イ 鎮西学院高等学校の保護者会の会員である保護者 一名

ウ 認定こども園の保護者会の会員である保護者 一名

(2) 理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職を含む）は、鎮西学院大学、鎮西学院高等学校及び認定こども園の各保護者会の会長に対し、同号の評議員（保護者評議員）候補者の推薦を

依頼し、各保護者会の会長は、(3)号の各保護者会が定める評議員候補者選考規程に基づき、各保護者会の会員である保護者の中から、それぞれ一名以上の候補者を推薦する。

(3) 鎮西学院大学、鎮西学院高等学校及び認定こども園の各保護者会は、同号の評議員（保護者評議員）の候補者選考に関する規程を定める。

(4) 評議員会は、鎮西学院大学、鎮西学院高等学校及び認定こども園の各保護者会がそれぞれ推薦した各評議員候補者の中から、同号の評議員（保護者評議員）を各一名（合計三名）選任する。

8 寄附行為第三十二条第四項の補欠の評議員の選任は、同条第一項の評議員の区分に関する規定を参考に、評議員会の議決に基づき行う。

第六章 会計監査人の選任等

（会計監査人の選任等）

第9条 寄附行為第五十三条に定める会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容については、監事の過半数の同意を得るものとする。

2 前項の議案を評議員会に提出する理事は、理事長（代表業務執行理事が定められている場合は同職）とする。

第七章 業務決定の委任

（業務決定の委任）

第10条 寄附行為第二十一条に基づき、法令及び寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定を、理事長に委任する。

（復委任）

第11条 理事長は、前条に基づいて委任された事項の業務の決定を、他の理事又は職員へ委任することができる。

（常任理事会の設置）

第12条 この法人に、常任理事会を設置する。

2 理事長は、第10条の規定によって委任された業務決定の権限を、常任理事会設置規程に定めるところにより、常任理事会に委任することができる。

3 常任理事会の構成、運営その他必要な事項は、常任理事会設置規程に定める。

第八章 理事の責務

（理事の責務）

第13条 理事は、学院の経営の円滑な運営と存続に責任を有する。

第 14 条 理事は、法令、寄附行為及びこの法人が定める諸規程を遵守し、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。理事の職を退いた後も、同様とする。

第九章 監事の責務

(監事の同意又は合意を要する事項)

第 16 条 法令又は寄附行為の規定によって監事の同意又は合意が必要な事項について、監事が同意又は合意をしたときは、その内容を書面又は電磁的方法により記録しなければならない。

2 監事は、前項の書面又は電磁的方法により記録した内容を、速やかに理事に通知しなければならない。

(監事の責務)

第 17 条 監事は、法令、寄附行為及びこの法人が定める諸規程を遵守し、この法人の円滑な運営と管理に資するため、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 監事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。監事の職を退いた後も、同様とする。

(三様監査)

第 19 条 監事は、会計監査人及び内部監査室と必要な情報を共有し、連携して監査を行うものとする。

(監事監査規程)

第 20 条 監事による監査に必要な事項は、監事監査規程に定める。

第十章 研修

第 21 条 理事会は、役員及び評議員に対し、学校法人経営に関する十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めなければならない。

第十一章 雑則

(改廃)

第 22 条 この細則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

この細則は、2025 (令和 7) 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第九条の会計監査人に関する規定は、令

和 7 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。